

議案第 7 1 号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 7  
年山陽小野田市条例第 1 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「又は勤務する者」を「勤務し、又は通学する者」に改め  
る。

第 5 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第 3 条第 1 号に規定する資格を有しないこととなったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号参考資料

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、<u>勤務し、又は通学する者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。</u></p>	<p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、<u>又は勤務する者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。ただし、団長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p>